

社会福祉法人長野南福祉会
指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業
特別養護老人ホーム栗田の里 運営規程

第1章 総則

(事業の趣旨)

第1条 社会福祉法人長野南福祉会が設置運営する特別養護老人ホーム栗田の里（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 要介護者又は要支援者（以下「利用者」という。）について、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある者に日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定短期入所生活介護等サービスの提供においては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。また、相当期間以上継続して利用する者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成し、当該計画に沿った援助を行うものとする。

2 指定短期入所生活介護等サービスの提供にあたり、地域住民又は自発的な活動団体との連携及び協力に努め、地域との交流に努め、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、保健、医療、福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、指定短期入所生活介護等サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

4 前3項のほか、「長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第55号）及び長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第56号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 特別養護老人ホーム栗田の里

(2) 所在地 長野市大字栗田 6 6 9 番地
(利用定員)

第5条 指定短期入所者生活介護等に係る利用定員 空床型

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容 (従業者の職種及び員数)

第6条 指定短期入所者生活介護等事業を実施するにあたり、次の従業者を置く。ただし、管理者、生活相談員、機能訓練指導員については、併設ユニット型指定介護老人福祉施設との兼務とする。

- (1) 管理者 (所長) 1名
- (2) 医師 2名以上
- (3) 生活相談員 1名以上
- (5) 看護職員 4名以上
- (4) 介護職員 20名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
- (7) 事務員 1名以上

2 前項に定めるもの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(従業者の職務の内容)

第7条 従業者の職務の内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について（介護予防）指定短期入所生活介護計画を作成する。
- (2) 医師 利用者の診療、健康管理及び保健指導にあたる。
- (3) 生活相談員 利用申し込みに係る調整・相談及び利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族等の相談に応じるとともに、必要な助言その援助並びに関係機関との連絡調整業務等を行う。
- (4) 看護職員 医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務を行う。
- (5) 介護職員 利用者の生活全般についての介護業務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は機能維持に必要な訓練を行う。
- (7) 栄養士又は管理栄養士 利用者の栄養管理、身体状況の把握及び嗜好に配慮した栄養指導を行う。

(8) 事務員 庶務、経理及び施設の管理・保守業務を行う。

第3章 指定短期入所生活介護等サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(指定短期入所生活介護等サービスの内容及び提供方法)

第8条 指定短期入所生活介護等サービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 食事・排泄・入浴その他日常生活上の介護
- (2) 栄養管理並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事の提供
- (3) 適切な健康管理
- (4) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (5) 利用者及びその家族に対しての各種生活相談、助言その他必要な援助
- (6) 口腔衛生の管理
- (7) 教養娯楽及びレクリエーション活動の提供
- (8) 利用者の送迎

2 指定短期入所生活介護等サービス提供に当たり、予め利用者又はその家族に対して提供方法・内容等について説明し、理解を得る。

3 利用者への指定短期入所生活介護等サービス提供に際しては、常に利用者の心身の状況等の把握に努め、また、可能な限り居宅における生活を念頭に置き、利用者及び家族の希望、環境等を考慮し必要な援助を行うものとする。

(利用料その他の費用等)

第9条 指定短期入所生活介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、その指定短期入所生活介護等サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、利用料については、重要事項説明書に定めるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 上記のほか、指定短期入所生活介護等サービスにより提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る経費であって、その利用者に負担させることが適当と認められる実費額

3 前項の費用にかかる指定短期入所生活介護等サービス提供を行うときは、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護等サービスの内容及び費用について分かりやすく説明し、利用者又はその家族の同意を得なければならない。

4 第2項第2号及び第3号に定める費用の額を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該費用の変更額及び変更内容について分かりやすく説明し、利用者

又はその家族の同意を得なければならない。

第4章 指定短期入所生活介護等サービス利用に当たっての留意事項 (通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、長野市内とする。

(指定短期入所生活介護等サービスの中止)

第11条 事業所は、指定短期入所生活介護等サービスの提供を受けようとする利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は従業者若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどにより、指定短期入所生活介護等サービス提供を継続しがたい事情を生じさせた場合、指定短期入所生活介護等サービスの提供を中止することができるものとする。

(面会)

第12条 外来者が、利用者と面会しようとする時は、事務所に面会の向きを告げ、氏名その他の事項を所定のカードに記載することとする。

(外出)

第13条 利用者が外出する場合には、予め日時、行き先、用務等を管理者に届け出ることとする。

(退所)

第14条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係市町村又は当該利用者に関わる居宅介護支援事業者との密接な連携を図り、契約を解約することができる。

- (1) 利用者から契約の解約の申し出があった場合
- (2) 利用者が無断で利用を止め、復帰の意思が認められない場合
- (3) 利用者が病院等に入院した場合
- (4) 利用者が死亡した場合
- (5) 利用者が第11条の状態になったとみとめられるとき

(生活上の留意事項)

第15条 利用者は、施設内で次の事項の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(施設利用上の注意事項)

第16条 利用者は、施設利用上、次の事項に注意し利用するものとする。

- (1) 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

- (2) 利用者は、指定短期入所生活介護等サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には事業者及び従業者が利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但しその場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について配慮するものとする。
- (3) 利用者は施設、設備について故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、または相当の代価を支払うものとする。
- (4) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

第5章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第17条 従業者は、指定短期入所生活介護等サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第18条 事業所は、非常災害対策として次の事項を行うものとする。

- (1) 自主的及び専門業者などにより定期的に消火設備及び防火避難設備の点検を行う。
- (2) 防災業務の適正な運営を図るため、防火管理者は非常災害に対処する具体的実施計画を立て、所轄消防機関等と連携し、定期的に避難・救出及び防火に対する訓練を実施するものとする。
- (3) 関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知する。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護等サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

第8章 その他施設の運営に関する事項

(身体拘束)

第20条 事業所は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、別に定める身体拘束マニュアルに沿って、身体拘束の方法、理由、拘束時間、時間帯、期間、利用者の心身の状況を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るとともに、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

- 3 身体拘束のための指針の整備をする。

(事故発生時の対応)

第21条 利用者に対する指定短期入所生活介護等サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、事故検討会を開催し、事故の分析・改善等を行い、再発防止に向けて従業者への周知徹底を図るものとする。
 - (2) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理及び感染症対策等)

第22条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各

号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (2) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 感染症及び食中毒の発生、蔓延防止のための感染症対策委員会を定期的に開催しその結果を周知徹底する。

3 事業所内において感染症等の発生又は、発生が疑われる場合には、予め定められた感染症対策マニュアルに沿って適切に対応し、必要に応じて保健所若しくは関係市町村の指導・助言を得るものとする。

(苦情処理)

第23条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護等サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第24条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「長野南福祉社会個人情報管理規程」その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 従業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、居宅介護支援事業者等外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、予め書面により得るものとする。

(記録の整備)

第25条 事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業所は、利用者への指定短期入所生活介護等サービスに関する記録を整備し、その指定短期入所生活介護等サービスの完結の日より5年間保存するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護等サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

を行うものとする。

(会計区分)

第27条 指定短期入所生活介護等の事業の会計とその他の事業の会計を区分して整理するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第28条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、適切な指定短期入所生活介護等サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長野南福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。